

令和8年度

「学校いじめ防止基本方針」

大阪市立友渕中学校

1 いじめの定義

いじめとは…

いじめとは、「当該生徒が、在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットによる攻撃も含む）行為であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」とする。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

- ※1 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあるものを指す。
- ※2 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ※3 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- ※4 けんか等を除く
- ※5 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。」

（文部科学省のHPより抜粋）

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑法法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 本校の基本方針のポイント

本校では、上記のいじめ基本認識の考えをもとに、「いじめの未然防止」を最優先課題としてとらえ、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指すことが、最も有効ないじめ防止策につながると考える。そのためには、本校の校訓である「人間尊重・勤勉努力・自主協調」を念頭に、マニフェストにある「いのち」の教育を実践することにより、『生徒一人ひとりが、自分の「いのち」を大切に感じ、すべての人の「いのち」・存在を大切なものと考えることができる力』を育むことが重要である。

また、「いじめの早期発見」にも全力を尽くし、あらゆる手段を講じての情報の収集に努める。生徒からの情報を得る手段を講じることはもちろん、地域・関係諸機関との連携を強化することが必要である。

「いじめの早期解決」については、下記の「いじめ防止委員会」を中心とし、迅速かつ丁寧な対応を行うために、教職員が組織化されると共に、学校外の関係諸機関組織とも連携を図り、早期の問題解決に結び付ける。

【いじめ・不登校対策委員会の設置】

(1) 構成

校長・教頭・首席・1年学年主任・2年学年主任・3年学年主任

生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーター

スクールカウンセラー（SC）

※1 いじめ・不登校対策委員会の委員長は学校長とする。

※2 委員長の判断により、事案に応じて、該当する学級担任・該当部活動顧問等を加える。

※3 委員長の判断により、必要に応じて緊急的な「組織」、拡大的な「組織」といった形で、構成員を限定したり増やしたりすることもある。

(2) 委員会の主な役割

① ケース会議の実施

② いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。

③ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への聞き取り、指導および支援の方針の決定、保護者との連携、関係諸機関との連携を行う。

④ 「いじめアンケート」の作成、実施、結果の検証

(3) 委員会の実施時期

定例会議は、毎学期・学年ごとに行う。ただし、事案により随時行う。

4 「いじめの未然防止」についての取組

＜基本姿勢＞

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを全教職員で進めていくことから始まる。いじめに特化した何か特別な訓練やプログラムとは限らない。

(1) 年間計画

	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	全 校 生 徒
1 学 期	○学級集団作り ○仲間作り ○校外学習 ○薬物等の取組	○学級集団作り ○仲間作り ○薬物等の取組	○学級集団作り ○修学旅行の取組 ○進路学習 ○薬物等の取組	○教育相談 ○いじめ（いのち）について考える日 ○いじめアンケート調査
2 学 期	○人権学習 ○国際理解教育 ○共生教育 ○校外学習	○人権学習 ○職業ワークショップ ○国際理解教育 ○共生教育 ○校外学習	○人権学習 ○国際理解教育 ○共生教育	○平和・人権学習 ○教育相談 ○いじめアンケート調査 ○生活アンケートの実施 ○体育大会の取組 ○文化祭の取組 ○エイズデー
3 学 期	○人権学習 ○社会福祉学習 ○進路学習	○人権学習	○人権学習	○卒業に向けて ○教育相談（1・2年） ○いじめアンケート調査

(2) 取組・実践内容

- ① 学力向上をめざす。
- ② 安心で安全な学校づくりに努める。
- ③ 豊かなこころの育成に努める。
- ④ 活力ある生徒・集団の育成に努める。
- ⑤ 地域に開かれた学校づくりに努める。
- ⑥ 生徒指導提要より事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への変換を行う。発達支持的生徒指導とは毎日の授業を通して子どもたちの自己肯定感、自己有用感を高めること。

5 いじめの早期発見についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを見逃すことなく、積極的に認知する。

（１）デイリーワークからの気づき

下記に挙げる、日々の継続した指導の中で、生徒のささいな変化に気づき、情報を確実に教職員で共有し、情報に基づき速やかに対応することを第一とする。

- ①朝の登校指導
- ②学級・学年活動
- ③昼食指導
- ⑦ 清掃活動
- ⑧ 部活動
- ⑨ 特別活動（心の天気、個人ノート・班ノート、今未来手帳等）

（２）いじめアンケートの実施

- ①原則長期休業あけ等に、定期的（各学期）に実施する。
- ②いじめをうかがわせるような情報がある場合には、適宜アンケートを実施する。
※記入に際しては「記名方式」と「無記名方式」を併用する

（３）教育相談活動の実施

- ①教育相談を定期的（年３回）に実施する。
実施予定月……４月・１１月・３月
- ②全生徒を対象とした教育相談活動を進める。

（４）保護者との連携

PTA との連携を深めることで、生徒の学校外での状況把握に努める。

- ①家庭訪問の実施……年１回（定例４月）・適宜必要に応じて実施
- ②学期末懇談による情報収集……年３回（７月、１２月）
- ③PTA 合同地域巡視の実施……年２回（８月・１２月）

（５）相談窓口等の周知

生徒及び保護者からのいじめ等に関する相談を受け付ける「いじめＳＯＳ通報」、「ＬＩＮＥによる相談窓口」、こども相談センター「電話教育相談」、「２４時間子どもＳＯＳダイヤル」等を周知する。

6 いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) 学校内の組織

「いじめ防止委員会」を早急に開催し、委員長を中心とした組織により、迅速かつ確実に対応し、全教職員で問題の解決にあたる。

(2) いじめに対する措置

① いじめ事案の確認

⇒いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

② 加害生徒からのいじめ阻止

⇒いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、加害生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ 被害生徒・保護者に対する支援

⇒いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるように、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。

④ 加害生徒保護者との情報共有

⇒いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめに係る情報を共有するための必要な措置を講ずる。

⑤ 関係諸機関との連携

- ・必要に応じて、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等を活用し、いじめを受けた生徒の心のケアを行う。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署(都島警察署)等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、次の対応を行う。

① 重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤ 調査結果を教育委員会へ報告し、その後の対応について協議する。

7 いじめの早期発見・早期解決のための体制

